

「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」等に関する意見募集について

令和6年2月8日
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」等、通達の新設及び改正について検討を進めております。

つきましては、下記要領のとおり広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

- ・自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（別紙1）
- ・OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について（別紙2）
- ・自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について（別紙3）
- ・OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について（別紙4）
- ・「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（別紙5）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

3. 意見募集期間

令和6年2月8日（木）～令和6年2月22日（木） ※必着

4. 意見提出方法

後掲する意見提出様式にならい、氏名、住所、所属、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承ください。

① インターネット

上記電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用

② 電子メール

メールアドレス hqt-g_tpb_seb3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省物流・自動車局自動車整備課 意見募集担当 あて

※ テキスト形式をご使用ください。

③ 郵送の場合

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省物流・自動車局自動車整備課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

頂いたご意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見提出時にその旨お書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 42413）